

○山形県警察の表彰に関する訓令の運用について（例規通達）

平成16年3月19日

例規（監）第29号

改正 平成20年2月15日例規（監）第1号

平成23年10月11日例規（監）第21号

平成25年6月24日例規（監）第27号

注 平成25年6月から改正経過を注記した。

山形県警察の表彰に関する訓令（平成8年12月本部訓令第12号）の運用を下記のとおり定め、平成16年4月1日から実施することとしたので、遺憾のないようにされたい。

なお、「山形県警察の表彰に関する訓令の運用について」（平成14年4月1日付け例規（監）第19号）は、平成16年3月31日限り廃止する。

記

1 第2条の2（殉職者特別賞じゆつ金支給対象職員等に対する表彰）関係

- (1) 本条の規定による表彰は、山形県警察職員の賞じゆつに関する条例（昭和42年7月県条例第31号）に基づいて規定する殉職者特別賞じゆつ金支給対象行為に係る職員及び賞じゆつ金支給対象行為に係る職員が該当するものである。
- (2) 賞じゆつ金支給対象行為に係る職員に対する表彰において、警察功績章は警察職員として特に顕著な功労があると認められる者に対して、また、賞詞は警察職員として多大な功労があると認められる者に対して授与することが考えられるが、事案の社会的影響、功労の度合い、過去の同様事案における取扱い等を総合的に判断して上申すること。
- (3) 本条の規定による表彰は、過去1年以内の懲戒処分について受賞不適格としていないので、過去1年以内に懲戒処分を受けた場合であっても、功労が認められる場合は上申すること。
- (4) 本条第1項又は第2項の規定により警察功績章又は賞詞を授与される事案が他の表彰要件に該当する場合は、重ねての表彰とならないよう、第3条第1項から第3項までの規定及び第7条第1項の規定は適用しない。

2 第3条（退職警察職員に対する表彰）関係

- (1) 警察功績章以上の表彰とは、警察勲功章、警察功労章及び警察功績章をいう。
- (2) 警察功績章の受章要件である「警視の階級にある警察官（以下略）」の警視には、退職の際、階級昇任の特例により警視に昇任した者を含むものとする。
- (3) 警察功績章の受章要件である「警察庁長官賞詞を授与された者」には、事件検挙等

による受賞を含むものとする。

(4) 勤続年数の計算は次によるものとする。第4条及び第5条の規定による表彰における取扱いにおいても同様とする。

ア 採用の日の属する月から表彰を実施する日の属する月までの年月を計算する。ただし、第4条の規定による表彰にあつては、採用の日の属する月から当該年度の3月までの年月を計算する。

イ 他部局等への出向期間は通算する。

ウ 警察庁、管区警察局及び他の都道府県警察からの出向者は、出向元の在職期間を通算する。

エ 休職期間（公務災害による休職期間を除く。）及び停職期間は通算しない。

オ 休職期間及び停職期間を除算する場合は、30日をもって1月とし、除算する期間に30日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

カ その他特段の事情があるものの期間については、本部長が別に決定する。

(5) 「過去1年以内に懲戒処分を受けた職員」とは、当該表彰実施日を起算日とする過去1年以内に懲戒処分を受けた職員とする。第5条及び第6条の規定による表彰における取扱いにおいても同様とする。

3 第4条（永年勤続警察職員に対する表彰）関係

(1) 本条の規定による表彰は、前項第4号により算出した勤続年数が、当該年度に30年又は20年を超えることとなる職員が該当するものである。

(2) 本条の規定による表彰の受賞要件に該当する職員が他部局等に出向中である場合若しくは警察庁、管区警察局又は他の都道府県警察からの出向者である場合は、出向先(元)部局等と協議の上、いずれかにおいて表彰を行うものとする。

4 第6条（年間勤務成績優良警察職員に対する表彰）関係

評価対象となる「年間」とは、1月1日から12月31日までの1年間とする。第7条第2項第1号の規定による表彰における取扱いにおいても同様とする。

5 第7条（事件検挙功労者等に対する表彰）関係

(1) 賞詞（賞状）、賞誉の別は、事案の社会的影響、功労の度合い、過去の同様事案における取扱い等を総合的に判断して上申すること。

(2) 本条の規定による表彰は、過去1年以内の懲戒処分について受賞不適格事由としていないので、過去1年以内に懲戒処分を受けた場合であっても、功労が認められる場合は上申すること。

6 第8条（成績優秀者等に対する表彰）関係

「その他の競技会等」とは、通信競技大会、職務質問競技大会、青年警察職員意見発表大会、装備資機材開発改善コンクール、広報用写真コンクール等をいう。

7 第10条（部外功労者に対する表彰）関係

- (1) 本条の規定による表彰は、原則として年1回に限るものとする。
- (2) 「関係団体の役員」とは、警察署の区域以上の区域に置かれる団体の役員で実際に活動している者とする。
- (3) 本条の規定による表彰の上申は、関係する所属長が行うものであり、本部の課（所・隊）長及び警察署長のいずれも上申可能であるが、同一対象について重複して上申することのないよう相互の連絡を密にして行うこと。第11条の規定による表彰における取扱いにおいても同様とする。

8 第12条（表彰の上申）関係

- (1) 重要事件検挙等に伴う表彰で機を失せず表彰すべきと判断されるものについては、ファックスで直ちに上申し、上申書の本版は速やかに本部に送付すること。
- (2) 所属長は、自所属以外の職員についても上申することができるが、他所属の職員の応援派遣を受けたような場合等、当該職員の功労をより公正に評価できる立場にあるときに限って行うことができるものである。

なお、他所属の職員について上申する場合は、必ず事前に被上申者の所属長に連絡し、重複して上申することのないように注意すること。

- (3) 別記様式第4号により犯罪検挙以外の上申を行う場合は、発生年月日、検挙年月日、検挙人員、捜索箇所数、本部設置、捜査専従日数及び捜査専従人員欄の記載を要しないものとする。
- (4) 表彰上申に関する細部事項は、別添のとおりである。

9 第15条（所属長表彰）関係

所属長表彰は、本部長表彰を行うに至らない程度の功労があるものに対して行うことが基本であり、本部長表彰受賞者に対して所属長が後日表彰するなど、本部長表彰と重複して表彰することはできない。ただし、事件検挙等に対し所属長表彰を行い、後日、本部長表彰を授与される場合の重複受賞については、この限りでない。

10 第16条（所属長表彰の種類）関係

- (1) 学校長が行う所属の職員以外の職員に対する表彰は、警察学校に入校中の他所属の学生に対する表彰である。

- (2) 課(所・隊)長賞及び署長賞は、自所属の職員に対してのみ授与することができる。
 ただし、応援派遣等による功勞により自所属の職員以外の職員に対して所属長表彰の必要があると認める場合は、この限りでない。

11 第19条(表彰記録簿)関係

- (1) 表彰記録簿は、表彰の種類ごとに備え付けるものとする。
 (2) 本部長賞及び部長賞の表彰記録簿は、当該表彰を起案した所属が備え付けるものとする。

別添

(一部改正〔平成25年例規(監)27号〕)

表彰上申細部事項

種類	上申者	被上申人員	表彰人員	摘要
第2条の2関係 警察功績章 賞詞	所属長	該当者	該当者	
第3条関係 警察功績章 賞詞、賞誉	不要		該当者	
第4条関係 賞詞、賞誉	所属長	該当者	該当者	(1) 表彰期日に在職する職員 (2) 勤続年数の基準日は、当該表彰年度の3月31日現在
第5条関係 賞詞	所属長	その都度通知	現員のおおむね 0.5%	2人以上上申する所属は、上申順位を付する
第6条関係 賞詞、賞誉	所属長	その都度通知	現員のおおむね 6% (賞詞10%賞誉 90%) 優良看守勤務員 (現員のおおむ	(1) 勤務評定がA又は(A)と見込まれる者を上申 (2) 優秀看守勤務員表彰は、1年以上の看守勤務歴を有する者

			ね6%)	を上申 (3) 2人以上上申する 所属は、上申順位を 付する
第7条関係 賞状 賞詞、賞誉	個人表彰 所属長 部署表彰 本部所属長	該当者	該当者	事件の終結を待たな ければその評価が困難 なものは、終結の見通 しがついた時期に速や かに上申
第8条第1号関係 賞	不要		該当者	大会実施要領等によ り別に定める
第8条第2号、第3 号及び第4号関 係 賞	所属長	該当者	該当者	
第9条関係 感謝状	所属長	該当者	該当者	
第10条関係 感謝状	所属長	該当者	年間、おおむね 10人	2人以上上申する所 属は、上申順位を付す る
第11条関係 感謝状	所属長	該当者	該当者	